

知的財産権を取得するまでの流れ

発明による特許権取得を例として

年 組 名前



例えば、一般に知られている菓子などの、食品を製造している日本メーカーでは、海外にも工場や支社を開設しています。企業が国内や海外で活動する際には、知的財産を極めて重視しており、特許権・意匠権・商標権といった産業財産権を複数取得するため、日々、工夫をしています。

打ち合わせ



弁理士は依頼主と打ち合わせを行い、保護を望む発明の内容についての説明を受けます。その際、実物や図面などを見せてもらい、発明のどの部分に特徴があるのか、今までと比べてどの部分に違いがあるのか、新しい効果はどのようなものか、などについて細かく検討します。

〈出願時のポイント①〉

- ◎技術開発に成功したら一刻も早く相談する
- ほとんどの国の産業財産権(工業所有権)制度は、
先願主義(特許庁に[●]出願したものに権利を与える主義)
を採用していますから、一日も早く出願することが大切です。

〈出願時のポイント②〉

- ◎必要に応じて調査をする
- 前もって、[●]案件が特許庁へ申請されていないか、調査する。
- ◎できるだけ資料をそろえる
- 技術内容を弁理士に説明するときは、アイデアの[●]など、できるだけ多くの関係資料をそろえて下さい。

調査～書類作成～出願準備



弁理士は特許庁に提出するための出願書類を作成します。保護を望む発明を出願書類に記載し、その内容を文書や図面でわかりやすくていいねいに説明します。このような出願書類によって、取得したい権利の範囲を他の人にわかるように明確にします。



特許権 取得



発明が特許要件を満たしている場合は、出願人に特許権が与えられます。これにより、他人が発明を真似することは法律的にできなくなります。

意見書・補正書

要件不備の場合は、審査官に意見書で主張を述べたり、出願書類を補正するなどの対処をします。

審 査

◎実体審査

出願書類に基づいて、特許庁の審査官が発明の実体審査をします。特許権が成立するためには、新しい発明であること、発明が容易でないこと、などの条件を満たすことが必要です。これらの条件は特許要件と呼ばれ、以下のものがあります。

- (1) **自然法則**を利用した技術的思想の創作か
 - (2) **産業上利用**できるか
 - (3) その発明は**新規**なものか
 - (4) いわゆる当業者が、既存の技術的思想等に基づいて**容易**に発明することができたものでないか
 - (5) **最先**の出願か
 - (6) その発明が**公序良俗**に違反していないか
 - (7) **明細書、特許請求の範囲**の記載は規定どおりか
- 審査官は、出願にかかる発明が以上の特許要件を満たしているか否かについて、出願日時を基準に判断します。